

平成20年7月から

障害福祉サービスの利用者負担が軽減されました

平成20年7月から、障害児・者等の障害福祉サービス利用者負担上限額の更なる軽減が行われます。これまでは、住民票上の世帯により所得区分認定が行われていましたが、今回の改正により本人と配偶者のみで認定することとなりました。（補装具費支給も同じ扱いとなります。）

また、児童の方については、軽減措置の対象を保護者の市民税所得割額16万円未満から28万円未満までに引き上げられたことで、減免を受けることができる方の範囲が広がりました。

主な内容については以下のとおりです。

居宅・通所サービスの利用者負担の軽減

低所得1、低所得2、一般（所得割16万円未満）の区分の人で資産などの要件を満たす人は、利用者負担の軽減措置により負担上限額が軽減されます。

【平成20年6月まで】

所得区分	負担上限額（月額）
低所得1	3,750円
低所得2	○居宅サービス 6,150円 ○通所サービスのみ（短期入所を併用する場合を含む） 3,750円
一般（所得割16万円未満※）	9,300円

※世帯に属する方の市民税所得割額の合計額

【平成20年7月から】

所得区分	負担上限額（月額）
低所得1	1,500円
低所得2	○居宅サービス 3,000円 ○通所サービスのみ（短期入所を併用する場合を含む） 1,500円
一般（所得割16万円未満※）	9,300円

※本人と配偶者の市民税所得割額の合計額

障害児がいる世帯の利用者負担の軽減

市民税所得割16万円（7月からは28万円）未満で資産などの要件を満たす場合は、所得区分に応じて利用者負担の軽減措置により負担上限額が軽減されます。

【平成20年6月まで】

所得区分	負担上限額（月額）
低所得1	居宅・通所サービス 3,750円／入所サービス 7,500円
低所得2	通所サービス 3,750円／居宅サービス 6,150円／入所サービス12,300円
一般（所得割16万円未満）	居宅・通所サービス 9,300円／入所サービス 18,600円

【平成20年7月から】

所得区分	負担上限額（月額）
低所得1	居宅・通所サービス 1,500円／入所サービス 3,500円
低所得2	通所サービス 1,500円／居宅サービス 3,000円／入所サービス6,000円
一般（所得割28万円未満※）	居宅・通所サービス 4,600円／入所サービス 9,300円

※本人と配偶者の市民税所得割額の合計額

問い合わせ先

社会福祉課 障害福祉グループ ☎52-1112